

令和4年度 第1回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
令和4年度第1回理事会議事録

1. 日 時 令和4年6月6日(月) 午後2時00分～午後3時30分

2. 場 所 いたみいきいきプラザ3階 人材養成・研修室

3. 出席者

理事総数 7名

理事出席者 7名

理事長 阪上 昭次 理事 林 秀和

理事 松尾 勝浩 理事 田中 康之

理事 小山 達也 理事 川上 房男

理事 森 理恵

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細川 健二 監 事 辻 博夫

議事録署名人 阪上 昭次

議事録署名人 細川 健二

議事録署名人 辻 博夫

4. 議 案 報告第1号「令和3年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」

議案第1号「令和3年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告，社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」

議案第2号「(仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事の請負契約を変更することについて」

議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部を変更する定款の制定について」

議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の解任について」

議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の選任について」

議案第6号「基本財産の処分について」

議案第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部を変更する定款  
の制定について」

議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、  
議題等の決定について」

5. 議 長            阪 上 昭 次

6. 議事録作成者 鎌 田 祐 紀

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局        みなさん、こんにちは。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第1回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

[資料の確認]

続きまして本年4月1日の評議員会におきまして、新たに理事として選任された方をご紹介します。

4月1日付の伊丹市の人事異動により、伊丹市健康福祉部部長に就任されました松尾勝浩氏でございます。松尾理事には、「当法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に該当する方といたしまして、当法人の理事をお願いしております。松尾理事、どうぞよろしく願いいたします。

[松尾理事 挨拶]

ありがとうございました。

続きまして、同じく4月1日付の伊丹市の人事異動により、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会常務理事に就任されました田中康之氏でございます。どうぞよろしく願いいたします。

[田中理事 挨拶]

それでは開会にあたりまして、当法人 阪上理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

(3) 議長選出

○事務局 それでは早速ではございますが、議長選出に入らせていただきます。議事を進めていただくにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、阪上理事長を議長に推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、阪上理事長に議長をお願いいたします。

(4) 出席状況

○議長 それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。

はじめに、理事の出欠席について報告いたします。

本日の出席理事は7名でございます。理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますので、本理事会は成立いたしますことをご報告いたします。

(5) 議事録署名人の選任

○議長 次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と

細川監事、辻監事をお願いします。

## (6) 議事

○議 長      それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、議案が8件と報告が1件でございます。

それではまず、報告第1号「令和3年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」と、議案第1号「令和3年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告，社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、それぞれ関連がございますので一括審議とさせていただきます。

まず、先に議案第1号を説明させていただき、その後、報告内容をご説明いただきます。事務局の説明を求めます。

○事務局      [議案第1号を説明]

- ・説明資料 令和3年度事業報告  
令和3年度の決算概要について

○議 長      続いて、報告第1号「令和3年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」でございます。

これにつきましては、本日ご出席いただいている細川監事、辻監事のお二人に監査をいただきました。代表して辻監事にご報告とご説明をいただきます。辻監事よろしくお願いたします。

○辻監事      [報告第1号を報告]

○議 長      説明と報告が終わりました。

この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事    いくつかお伺いしたい内容がございます。

まず、一昨年、昨年と新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、職員の皆様におかれましては、感染防止に努めていただきましたことについてこの場をお借りして御礼申し上げます。ご自身の健康管理についても、例年になく、ご努力をされていることと思います。理事として、感謝申し上げます。

これらの状況を踏まえて、法人内における新型コロナウイルスの感染について、利用者の方で重症化した、あるいは入院されたといった状況があったのか、

更には、予防接種の受診状況についてお教えいただけますでしょうか。

二点目として、福祉人材の確保について質問させていただきます。令和4年3月末時点の実績数字を確認していますと職員数の増減が見て取れますが、現在はどのような状況なのでしょうか。

三点目といたしまして、年々ケアプランが減少しているのですが、当法人の今後の中長期的な計画においても、“市民から信頼され、拠り所となる存在”となられることが目標であるとされています。そのような中で、ケアプランは介護保険制度の中でも、非常に重要な業務として位置付けられていると考えられます。ご利用者の意向を伺い、適切な計画を提案するという重要な役割業務であるにも関わらず、減少傾向にある背景をお伺いしたい。

最後に、障害者施設についてですが、具体的には東有岡ワークハウスの利用者が減少しています。精神疾患を抱えておられる利用者の方については、新型コロナウイルス感染拡大による影響が多大にあるのではないかと推察されます。感染リスクがあるため利用を控える、更には、不安になって外出できない等という問題はあるかと考えられますが、減少傾向にある背景をお聞かせください。

また、「決算の概要について」の資料の1頁にある人件費比率の推移についてですが、この括弧()書きの数字は、全国平均の数値であるのかをお教えいただきたい。

○事務局      まず、新型コロナウイルスの感染状況について、ご説明させていただきます。

昨年度はいくつもの感染の波があり、特に大きな波といたしまして、オミクロン株というものがございました。今年に入ってから、昨年にも増して拡大が激しかった訳ですが、そのような状況下においても、入所者の方で感染された方が重症化するまでには至りませんでした。オミクロン株が猛威を振るう中では非常に厳しい状況が続いておりましたが、幸いにもワクチン接種後であった等の要因により、大きな影響は出なかったと思われまます。

また、ワクチン接種の状況ですが、一回目の接種は老人ホームにおいて昨年5月に、2回目は6月に、3回目は今年2月に松風園とケアハイツいたみに分散して接種を行い、完了しておりますことをご報告させていただきます。

次に、福祉人材確保の動向につきましては、前もって現在の当法人職員数における考え方についてご説明させていただきます。現時点では事業転換の最中でもあり、職員数を抱えた状態で事業運営を行っております。新しい施設でどの程度の人員配置ができるのか、適正な人員配置について検討を進めております。以前も要因定数についてお話させていただきましたが、適正な規模につい

て法人内で模索中であるのが現状でございます。従って大きな増加や減少はなく、総合的に職員数を見た場合には、大きな変化は見られないものと考えられます。

但し、福祉人材の中でもとりわけ専門職にあたる看護師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等については、採用が困難な状況であるのは事実です。様々な対策を講じておりますが、採用には至っていないというのが現状でございます。

次に、「決算の概要について」の資料中にごございます人件費比率の推移についてですが、この括弧()書きの数字は社会福祉法人全体の平均値を掲載しております。これは、介護分野に止まらず福祉の分野全体の数値になりますので、当法人といたしましても、あくまでも参考値として掲載させていただいております。

三点目のケアプランの減少についてのご質問でございますが、ご指摘いただきましたとおり、ケアプラン作成業務は介護保険制度の入口部分にあたり、相談窓口という重要な役割を担っていることも充分認識しておりますので、早急な人員確保が必要であると考えています。しかしながら、先程の福祉人材の確保についての説明にもありますように、専門職にあたるケアマネージャー数の減少に原因がございます。一人当たりの担当件数が、1か月あたり約40件程度ありますので、年間では480件に相当します。事業報告にもあるように、毎年1,000件程度減少しておりますので、令和2年から令和4年にかけてケアマネージャーが年間で2名ずつ減少している傾向にあります。その内訳については、退職によるものもございまして、それ以外に定年退職により再雇用嘱託職員となった職員も多く見受けられます。当法人といたしましては、可能な限りケアマネージャーの業務を続けていただきたいと考え、継続雇用の形態を採っておりますが、個人の働き方の変化により、週5日勤務を週4日勤務に変更するといった雇用契約の変更による勤務日数の減少も少なくありません。そういった理由により、一人当たりの担当件数が減少しているということが、大きな理由であると考えられます。

従って、ケアマネージャーについては早急に採用し、適切な配置を行いながら、対応件数の拡大を図って参りたいと考えております。

次に、ご質問いただいております障害者施設の利用者の減少についてですが、ご推察いただきましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響が多大にあり、緊急事態宣言期間中に止まらず、まん延防止期間中に対しても外出自体を控えられるため、結果として、施設を利用される方の減少に繋がっている状況が多く見受けられます。一旦長期で利用をお休みされる方については、その後の施設利用が困難になったり、ひいては外出すらもできなくなったりされ

るのが現状です。このような状況に対して、お休みされている利用者の方には、定期的に連絡を取り、体調等を確認しながら、緊急事態宣言明けやまん延防止期間が終了した後に、利用を再開していただけるように努めている状況です。

また、新規のご利用者の方についても、少しずつではございますが増加の傾向にございます。更には、新型コロナウイルス感染拡大の余波がある程度治まった時点で、新たにご契約する予定の方もおられます。

施設としての対応は、利用者の方だけではなくご家族の中にも体調不良の方がおられないかどうかを確認し、日々の状況を見ながら、休館することなく施設営業を継続しております。

○小山理事 ありがとうございます。新型コロナウイルス感染への対応に関しましては、冒頭にもお話ししましたように、ご苦労なさっておられることと思います。重症者がおられなかったことにつきましても、感謝申し上げます。今後につきましては、専門職の人材確保と介護支援、取り分けケアマネージャーの採用の強化を重点的に行っていただき、ケアプランの作成増加に繋げていただきたいと思いますと考えております。

また、障害者施設については、在宅支援の実施についても一定の実績加算ができる場合がありますので、是非活用していただければと思います。特に精神疾患の方については、不安な日々が続いておりますので、細やかな支援をお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
他にご意見はございませんか。

○田中理事 私の方から、質問させていただきます。

人材確保の重要性については充分理解しておりますが、令和3年度の事業報告書の6頁にございます「自己実現型介護」プロジェクトを実施し取組まれたことについて、また、チャレンジ制度やポストエントリー制度、新たな研修制度について、詳しくお教えいただけますでしょうか。

○事務局 まず、「自己実現型介護」についてですが、昨年度の介護保険制度改正においても、“科学的介護に基づく自立支援”というものが掲げられております。当法人におきましても、“科学的介護に基づく自立支援”を以前より検討しており、何が自立なのか、どのような取り組みが自立に繋がるのかを職員の中で考え、検討を重ねながら介護について学習していこうという取り組みであり、5年程継続しています。「自己実現型介護」とは、厚生労働省が指針としている“自立支援型介護”の当法人版であり、我々自身が考える“自己実現”であると位置づけております。介護される方にとっての“自己実現”の介護であるの



は基より、法人の新たな取組に対して自ら挑戦しようとする職員に対しての“自己実現”でもあり、それらの職員には基本給にチャレンジ給を載せて支給しています。職員のキャリアパスと合わせて、やり甲斐を持って業務に取り組める制度としています。介護される方の“自立支援、自己実現”であり、業務に取り組む職員にとりましても“自己実現、キャリアパス”でもあります。これによって積極的な職員を募り育成していくことが、当法人の最終的な目的であるとして、これらの制度を導入し、取り組みを進めております。

チャレンジ制度は、職員自らがエントリーし“チャレンジ給”という役割等級を現在の等級よりも上位に設定し、上位等級に位置付けられている業務を目標として取り組みを行いながら、その業務の役割を達成することができれば基本給が上位等級となるというシステムです。職員の個々の目標の総括が法人BSCであり、また、法人側の観点によるならば、法人BSCに基づいた事業に積極的に取り組むことが“チャレンジ制度”であります。従いまして、当法人では、現在“チャレンジ制度”に則ってチャレンジ給を支給され、チャレンジしている職員が数名おります。

先程ご説明させていただきました「自己実現型介護」のプロジェクトチームのメンバーも、実際に“チャレンジ給”を支給され、プロジェクトを進めている現状でございます。

○田中理事  ありがとうございました。よく理解できました。

○議  長  他にご意見はございませんか。

特にないようでございますので、はじめに議案第1号「令和3年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告，社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議  長  それでは、議案第1号につきましては、原案どおり決しました。

次に、報告第1号「令和3年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」につきましては、承認ということでご理解いただいたものといたします。

○議  長  次に、議案第2号「(仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事の請負契約を変更することについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局  [議案第2号を説明]

- ・新型コロナウイルス感染拡大等に伴うウッドショックの影響等により、木材価格が高騰したこと等により、建設工事費が増加したことを説明。
- ・一方で、契約後に VE 提案を受けることでコストを削減することの工夫もしたが、金額が11億1,980万円から2千2万円増の11億3千982万円になったことを説明。

○議長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

[特になし]

○議長 特にないようですので、議案第2号「(仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事の請負契約を変更することについて」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第2号につきましては、原案どおり決しました。

○議長 次に、議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部を変更する定款の制定について」、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の解任について」及び議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の選任について」はそれぞれ関連した議案ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 [議案第3号を説明]  
・令和4年7月からオープンする中野ぬくもりの郷の建物を議案書記載のとおり基本財産に追加する旨を説明。  
・また、土地については、伊丹市より無償で借り受ける旨説明。

[議案第4号を説明]

[議案第5号を説明]

○議長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

[特になし]

○議 長 特にならぬようでございますので、議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部を変更する定款の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第3号につきましては、原案どおり決しました。  
次に、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の解任について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第4号につきましては、原案どおり決しました。  
次に、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の選任について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第5号につきましては、原案どおり決しました。  
次に、議案第6号「基本財産の処分について」及び議案第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部を変更する定款の制定について」はそれぞれ関連がございますので、一括審議とさせていただきます。  
事務局の説明を求めます。

○事務局 [議案第6号を説明]

- ・統合新病院の建設に伴い、現老人ホームを移転することとなり、現在の老人ホームの建物の基本財産を処分する旨説明。
- ・財産目録については、議案書のとおりで、処分価格については、本来なら更地で返却することになっているが、今回の移転補償契約の中で、解体費用は相手方負担になることから、無償での譲渡とし、移転補償金はあるが、解体費用は入っていない旨説明。
- ・処分予定日は令和4年7月31日を予定。

[議案第7号を説明]

- ・議案第6号で説明した財産処分を行うことから、当該事案に対する定款の規定整備を行うもの。
- ・また、令和2年度12月で事業を廃止した、小規模多機能型居宅介護事業

の経営について、削除する旨説明。

○議長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

[特になし]

○議長 特にないようですので、議案第6号「基本財産の処分について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第6号につきましては、原案どおり決しました。  
次に、議案第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団款の一部を変更する定款の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第7号につきましては、原案どおり決しました。  
続きまして、議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」を議題といたします。  
事務局説明願います。

○事務局 [議案第8号を説明]

○議長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

[特になし]

○議長 特にないようでございますので、議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第8号につきましては、原案どおり決しました。

本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。  
この他にはよろしいでしょうか。

(7) その他

○事務局 事務連絡(中野ぬくもりの郷開所式式典について説明)

○議長 この他にはよろしいでしょうか。

(8) 閉会

○議長 理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、  
ありがとうございました。これもちまして本日の理事会は閉会といたします。  
以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時30分に閉会した。  
議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

令和 年 月 日

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者